

パラディウム・ジャパン・トラスト -
dbX-ウイントン・パフォーマンス連動型ファンド
(米ドル建 / 豪ドル建 / 円建)

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託 / 限定追加型

クラスA受益証券
クラスB受益証券
クラスC受益証券

運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第10期

(自 2017年10月1日)
(至 2018年9月30日)

管理会社

DWSインベストメント・エス・エー

(注) 2019年1月1日付でドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーから
DWSインベストメント・エス・エーに名称変更されました。

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

パラディウム・ジャパン・トラストー d b X-ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、このたび、第10期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／限定追加型
信託期間	サブ・ファンドは、2009年7月31日に運用を開始し、2019年2月26日に運用を終了し、償還されました。
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、登録受益者に対し、（i）クラスA受益証券に対しては米ドル建の、（ii）クラスB受益証券に対しては豪ドルにヘッジされた、および（iii）クラスC受益証券に対しては日本円にヘッジされた、投資先ファンドへの想定上の投資に連動するリターンを提供することです。
主要投資対象	パラディウム・セキュリティーズ・ワン・エス・エイにより発行され、サブ・ファンドの最終償還日の約1暦月前に満期を迎える予定の各シリーズの債務証券（以下「本社債」といいます。）
ファンドの運用方法	投資目的を達成するために、サブ・ファンドの各クラス受益証券は、（準備金、費用および設立費を控除後の）当初資産の全部を、債務証券および受益的株式のためのプログラムに基づいて、本社債に投資しました。
主な投資制限	（i）空売りされる証券の総価額は、サブ・ファンドの純資産価額を上回ってはなりません。 （ii）容易に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の非流動性資産に、サブ・ファンドにおける受益証券の純資産の15%を超えて投資することはできません。 （iii）管理会社または第三者の利益のための管理会社による取引等、登録受益者の保護に反するか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に支障をきたす管理会社による取引は禁止されるものとします。 （iv）管理会社は、サブ・ファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入れ時のサブ・ファンドの直近の純資産価額の10%を上限とし、①受益証券の買戻しについて支払うべき額を支払う場合、または②受益証券の買付申込みにかかる本社債を購入する目的のみに限ります。
分配方針	サブ・ファンドの存続期間中、分配金は支払われません。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

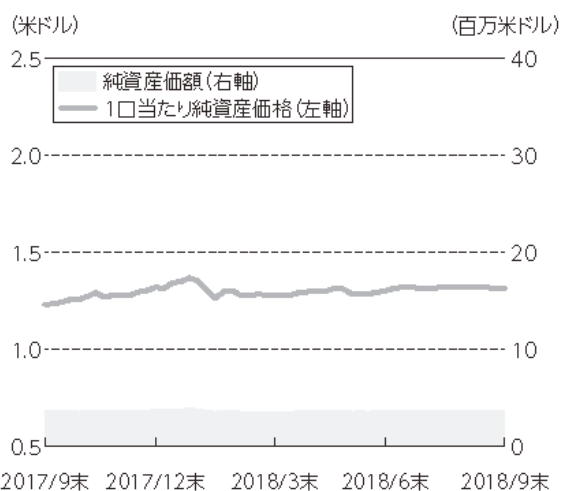
■ 1口当たり純資産価格等の推移について

(注1) サブ・ファンドは分配を行わない方針であるため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を記載していません。以下同じです。

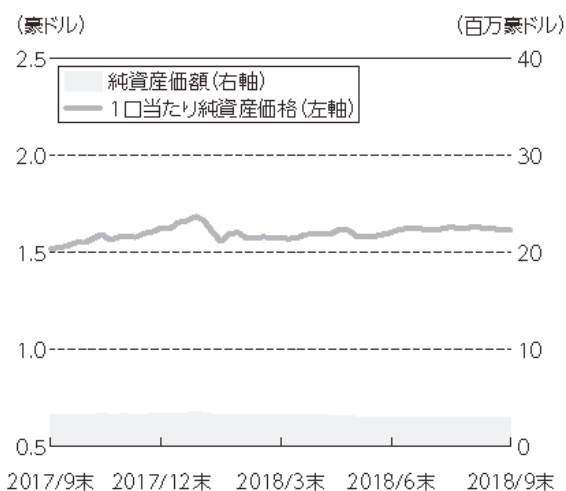
(注2) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

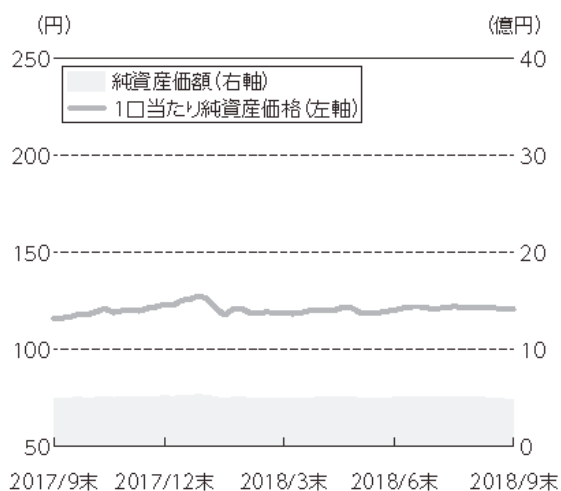
クラスA受益証券



クラスB受益証券



クラスC受益証券



	第9期末の 1口当たり 純資産価格	第10期末の 1口当たり 純資産価格	第10期中の 1口当たり 分配金合計額	騰落率
クラスA 受益証券	1.2278米ドル	1.3096米ドル	該当事項は ありません。	6.66%
クラスB 受益証券	1.5162豪ドル	1.6125豪ドル		6.35%
クラスC 受益証券	115.56円	120.25円		4.06%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

後記「ポートフォリオについて」をご参照ください。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

後記「ポートフォリオについて」をご参照ください。

■ポートフォリオについて

2017年10月1日から2018年9月末日までの第10期のサブ・ファンドの運用成績はそれぞれ、米ドルベースで+6.66%、豪ドルベースで+6.35%、円ベースで+4.06%でした。

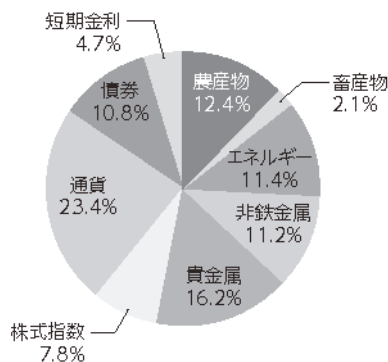
市場環境

- ・当期の株式市場は、幅広い米国企業の好決算の恩恵を受けてS & P 500種指数が最高値を更新する等、米国や日本市場を中心に上昇トレンドが形成されました。期中2月に米国市場で金利上昇やインフレ率上昇に対する警戒感が高まり世界株式市場が急落し、3月にはトランプ政権による貿易戦争に対する懸念が意識されて幅広い株式市場で上値が重い展開となる場面も見られましたが、上昇する原油価格に支えられてエネルギー銘柄が堅調に推移したことや米国の経済指標が市場予想を上回り好調だったことを受けて、米国市場を中心に世界株式市場は期末にかけて回復しました。
- ・当期のエネルギー市場は、期初に世界的な原油の過剰供給が解消され始めたことで上昇して始まり、期中には石油輸出国機構（OPEC）の減産延長の合意やイランに対する米国の制裁処置を背景に、一時ブレント原油は1バレル当たり80ドルの大台を突破しました。7月には伸び続ける米国の原油生産量に対する懸念やサウジアラビアの原油生産量引き上げ、リビアの国営石油企業による主要な港湾の再開等を受けて原油価格は一転して下落しましたが、主要産油国が増産を見送ったこと等を受けて再び上昇しました。

投資先ファンド（dbX-CTA5ファンド）の運用状況について

- ・当期は、株式市場並びにエネルギー市場でトレンドが反転して大きく変動する局面も見られたものの、好調な米国経済や原油価格の上昇を背景に全体ではプラスのパフォーマンスを確保しました。株式指数セクターやエネルギーセクター、貴金属セクター、農産物セクター等から収益を上げた一方で、2018年に入って市場の反転が見られた通貨セクターや米国の金利上昇後揉み合いが続いた債券セクターで損失を計上しています。
- ・投資先ファンドの投資助言を行うウィントン社では、より優れた運用プログラムを開発する為に継続的に研究開発を続けています。

投資先ファンドのセクター別委託証拠金比率*
2018年9月25日現在



*過去4週間の平均値(概算)

(注) 上記の比率は、四捨五入をした平均値を記載しております。したがって、合計の数字が100%とならない場合があります。

パフォーマンス・ポートフォリオの推移(米ドル建) 2009年8月4日~2018年9月末日



■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

サブ・ファンドは、その実質的な投資先である dbX-CTA 5 ファンド (以下「投資先ファンド」といいます。) が2019年1月31日に終了する見込みであり、それにより (サブ・ファンドの目論見書に記載する) 停止事由が発生することとなるため、投資先ファンドのパフォーマンスに連動するサブ・ファンドの投資対象社債が2019年2月19日に早期償還される見込みであるとの通知を受領したことから、管理会社および受託会社は、2019年2月26日にサブ・ファンドを終了させ、その発行済み受益証券を全て償還することが適当であると決定しました。その結果、サブ・ファンドは、2019年2月26日に運用を終了し、償還されました。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
固定報酬	各評価日現在の発行済み受益証券の純資産価額に対し年率0.15%	固定報酬契約に基づく固定報酬代理人の業務の対価として、固定報酬代理人に支払われます。
販売会社報酬	各評価日現在の発行済み受益証券の純資産価額に対し年率0.40%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	各評価日現在の発行済み受益証券の純資産価額に対し年率0.10%	受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用 (当期)	0.00%	監査人の報酬および費用、評価費用、法務費用、パラディウム・ジャパン・トラストおよびサブ・ファンドの設定および継続開示に関する費用等 (弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬等) として支払われます。

(注) 各報酬については、有価証券報告書に記載されている料率を記載しています。「その他の費用 (当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第10会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラスA受益証券	クラスB受益証券	クラスC受益証券
			米ドル	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成21年9月末日)	175,949,322	19,171,438	1.0167 (111円)	1.0208 (81円)	101.52
第2会計年度末 (平成22年9月末日)	95,271,710	10,380,806	1.0866 (118円)	1.1292 (89円)	107.93
第3会計年度末 (平成23年9月末日)	63,477,108	6,916,466	1.1705 (128円)	1.2709 (100円)	114.76
第4会計年度末 (平成24年9月末日)	47,886,657	5,217,730	1.1094 (121円)	1.2587 (99円)	108.55
第5会計年度末 (平成25年9月末日)	29,755,558	3,242,166	1.1125 (121円)	1.2916 (102円)	108.46
第6会計年度末 (平成26年9月末日)	23,860,297	2,599,818	1.1956 (130円)	1.4165 (112円)	116.02
第7会計年度末 (平成27年9月末日)	19,717,445	2,148,413	1.2816 (140円)	1.5501 (122円)	123.92
第8会計年度末 (平成28年9月末日)	13,595,226	1,481,336	1.3031 (142円)	1.5984 (126円)	124.51
第9会計年度末 (平成29年9月末日)	10,374,995	1,130,459	1.2278 (134円)	1.5162 (120円)	115.56
第10会計年度末 (平成30年9月末日)	9,868,981	1,075,324	1.3096 (143円)	1.6125 (127円)	120.25
平成29年10月末日	10,418,759	1,135,228	1.2701 (138円)	1.5680 (124円)	119.14
11月末日	10,558,259	1,150,428	1.2797 (139円)	1.5798 (125円)	119.83
12月末日	10,784,683	1,175,099	1.3162 (143円)	1.6229 (128円)	123.01
平成30年1月末日	11,308,749	1,232,201	1.3496 (147円)	1.6633 (131円)	125.75
2月末日	10,796,575	1,176,395	1.2996 (142円)	1.5997 (126円)	120.75
3月末日	10,576,819	1,152,450	1.2777 (139円)	1.5726 (124円)	118.54
4月末日	10,524,077	1,146,703	1.2943 (141円)	1.5929 (126円)	119.86
5月末日	10,255,881	1,117,481	1.2827 (140円)	1.5791 (125円)	118.54
6月末日	10,252,237	1,117,084	1.2999 (142円)	1.6003 (126円)	119.94
7月末日	10,207,642	1,112,225	1.3103 (143円)	1.6137 (127円)	120.77
8月末日	10,274,785	1,119,541	1.3192 (144円)	1.6244 (128円)	121.39
9月末日	9,868,981	1,075,324	1.3096 (143円)	1.6125 (127円)	120.25

- (注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、平成31年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.96円および1豪ドル=78.96円）によります。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。
- (注2) 上記表における会計年度末（9月末日）および半期末（3月末日）を除く各月末日の数値は、原則として、毎月最終火曜日の数値です。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売および買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	クラスA受益証券	49,223,100 (49,223,100)	90,000 (90,000)	49,133,100 (49,133,100)
	クラスB受益証券	39,023,900 (39,023,900)	70,000 (70,000)	38,953,900 (38,953,900)
	クラスC受益証券	80,670,650 (80,670,650)	504,950 (504,950)	80,165,700 (80,165,700)
第2会計年度	クラスA受益証券	0 (0)	22,774,600 (22,774,600)	26,358,500 (26,358,500)
	クラスB受益証券	0 (0)	19,474,200 (19,474,200)	19,479,700 (19,479,700)
	クラスC受益証券	0 (0)	45,078,000 (45,078,000)	35,087,700 (35,087,700)
第3会計年度	クラスA受益証券	0 (0)	8,388,200 (8,388,200)	17,970,300 (17,970,300)
	クラスB受益証券	0 (0)	6,838,300 (6,838,300)	12,641,400 (12,641,400)
	クラスC受益証券	0 (0)	17,069,500 (17,069,500)	18,018,200 (18,018,200)
第4会計年度	クラスA受益証券	0 (0)	3,265,600 (3,265,600)	14,704,700 (14,704,700)
	クラスB受益証券	0 (0)	2,837,300 (2,837,300)	9,804,100 (9,804,100)
	クラスC受益証券	0 (0)	4,586,900 (4,586,900)	13,431,300 (13,431,300)
第5会計年度	クラスA受益証券	0 (0)	4,923,100 (4,923,100)	9,781,600 (9,781,600)
	クラスB受益証券	0 (0)	3,243,000 (3,243,000)	6,561,100 (6,561,100)
	クラスC受益証券	0 (0)	3,525,200 (3,525,200)	9,906,100 (9,906,100)
第6会計年度	クラスA受益証券	0 (0)	2,102,100 (2,102,100)	7,679,500 (7,679,500)
	クラスB受益証券	0 (0)	1,542,000 (1,542,000)	5,019,100 (5,019,100)
	クラスC受益証券	0 (0)	1,910,600 (1,910,600)	7,995,500 (7,995,500)
第7会計年度	クラスA受益証券	0 (0)	1,496,700 (1,496,700)	6,182,800 (6,182,800)
	クラスB受益証券	0 (0)	876,800 (876,800)	4,142,300 (4,142,300)
	クラスC受益証券	0 (0)	955,000 (955,000)	7,040,500 (7,040,500)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第8会計年度	クラスA受益証券	0 (0)	2,684,200 (2,684,200)	3,498,600 (3,498,600)
	クラスB受益証券	0 (0)	1,446,200 (1,446,200)	2,696,100 (2,696,100)
	クラスC受益証券	0 (0)	2,373,000 (2,373,000)	4,667,500 (4,667,500)
第9会計年度	クラスA受益証券	0 (0)	593,000 (593,000)	2,905,600 (2,905,600)
	クラスB受益証券	0 (0)	630,600 (630,600)	2,065,500 (2,065,500)
	クラスC受益証券	0 (0)	430,000 (430,000)	4,237,500 (4,237,500)
第10会計年度	クラスA受益証券	0 (0)	185,000 (185,000)	2,720,600 (2,720,600)
	クラスB受益証券	0 (0)	270,000 (270,000)	1,795,500 (1,795,500)
	クラスC受益証券	0 (0)	260,000 (260,000)	3,977,500 (3,977,500)

(注1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間に販売された販売口数が含まれます。

Ⅲ. 純資産額計算書

(平成30年9月末日現在)

I 資産総額		9,973,585米ドル	1,086,722千円
II 負債総額		104,604米ドル	11,398千円
III 純資産価額 (I－II)		9,868,981米ドル	1,075,324千円
IV 発行済口数	クラスA受益証券	2,720,600口	
	クラスB受益証券	1,795,500口	
	クラスC受益証券	3,977,500口	
V 1口当たり純資産価格	クラスA受益証券	1.3096米ドル	143円
	クラスB受益証券	1.6125豪ドル	127円
	クラスC受益証券	120.25円	

(注) 上記の表における資産総額、負債総額および純資産価額は、サブ・ファンドの財務諸表に記載された数値であり、本書中の他の部分において記載されている数値またはその合計値と一致しない場合があります。詳細は、後記「IV. ファンドの経理状況 (2) 損益計算書 d b X－ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド (米ドル建/豪ドル建/円建) 財務書類に対する注記」をご参照ください。

IV. ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび各クラスの受益証券の基準通貨で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成31年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.96円および1豪ドル=78.96円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人の報告書

パラディウム・ジャパン・トラストー

d b X-ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）の受託会社 御中

財務書類監査に関する報告

意見

我々は、パラディウム・ジャパン・トラストー d b X-ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）（以下「サブ・ファンド」という。）の2018年9月30日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、ならびに同日終了年度の損益計算書、純資産変動計算書ならびに受益証券口数の変動および統計から構成される財務書類とともに、重要な会計方針の概要を含む当該財務書類の注記について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2018年9月30日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の財務実績、純資産変動ならびに受益証券口数の変動および統計について、すべての重要な点において公正な概観を示している。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（I S A）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく我々の責任については、本報告の「財務書類の監査に対する監査人の責任」セクションで詳述する。我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（I E S B A規程）に準拠し、サブ・ファンドに対し独立しており、かつ我々は、I E S B A規程に準拠したその他の倫理責任を充足している。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の情報

その他の情報は、「経営陣および管理会社」に関する情報および「受益者に対する情報」（いずれも未監査）で構成されている。かかるその他の情報については、経営陣が責任を負う。

我々の財務書類に関する意見は、かかるその他の情報を対象としておらず、我々は、かかるその他の情報に関しては、いかなる形の確証も行わない。

財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、かかるその他の情報を読解すること、およびかかる読解を行うにあたり、かかるその他の情報と財務書類もしくは我々が監査により得た知識との間に重大な齟齬があるか否か、またはその他の情報に重大な虚偽記載がなされていると窺われるか否かを検討することである。我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に虚偽記載があると我々が結論づける場合、我々は当該事実を報告する義務を負う。これについて、我々には報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および受託会社の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠する財務書類の作成と公正な表示について、また不正または誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成のために必要と経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

経営陣がサブ・ファンドの清算もしくは運用中止を意図している場合またはこれらを行う以外に現実的な選択肢がない場合を除き、経営陣は財務書類を作成するにあたり、継続企業としてのサブ・ファンドの継続能力の評価、継続企業の前提に関する事項の開示（該当する場合）、および継続企業を前提とする会計基準の使用について責任を負う。

受託会社は、サブ・ファンドの財務報告プロセスの監督責任を負う。

財務書類の監査に対する監査人の責任

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、監査報告書で表明することを求められている事項を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、サブ・ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても、我々の監査業務、本報告書、または我々が形成する意見に関して、責任を引き受けずまた負わないものとする。

我々の目標は、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証ではあるが、これは、重大な虚偽記載が存在する場合に、I S A に準拠して実施される監査により当該虚偽記載が常に検出されることを保証するものではない。虚偽記載は不正または誤謬により生じ得るものであり、個々のまたは全体としての記載が、かかる財務書類の基礎として用いられる際にユーザーの経済的意思決定に影響を及ぼすであろうと合理的に考えられる場合に重大であるとみなされる。

I S A に準拠した監査の一環として、我々は、監査全体にわたり職業的判断を行い、職業的懐疑心を維持する。また、我々は、以下の事項を行う。

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価するとともに、これらのリスクに対応した監査手続を設計および実施し、さらに、我々の意見の基礎を形成するために十分かつ適切な監査証拠を取得する。不正は談合、偽造、故意の不作为、不当表示または内部統制の無視を伴う場合があるため、不正による重大な虚偽記載を検出しないリスクは、誤謬による重大な虚偽記載を検出しないリスクよりも高くなる。
- サブ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続を設計するために、監査関連の内部統制に関する理解を取得する。
- 採用される会計方針の適切性ならびに経営陣により行われた会計上の見積りおよび関連開示の合理性を評価する。
- 継続企業を前提とする会計基準の経営陣による使用の適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業として存続していくサブ・ファンドの能力に重要な疑義をもたらす事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を導く。何らかの重要な不確実性が存在するという結論に我々が至った場合、財務書類中の関連する開示事項についての我々の監査報告書において注意を喚起するか、または、そのような開示が不十分である場合、我々は意見を修正する必要がある。我々の結論は、我々の監査報告書の日付現在までに取得された監査証拠に基づくものである。しかしながら、将来における事象または状況によっては、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる可能性もある。
- 開示を含む財務書類の表示、構成および内容を評価するとともに、財務書類にその基礎となる取引および事象が適正に表示されるような方法で表示されているか否かを評価する。

我々は、特に、予定されている監査の範囲および時期ならびに重大な監査所見（我々が監査中に特定した内部統制の重大な不備を含む。）について、受託会社と連絡をとる。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2019年1月30日



Ernst & Young Ltd.
62 Forum Lane
Camana Bay
P.O. Box 510
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Tel: +1 345 949 8444
Fax: +1 345 949 8529
ey.com

Independent Auditors' Report

The Trustee
Palladium Japan Trust
Performance of dbX-Winton Linked Fund (USD/AUD/JPY)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Palladium Japan Trust - Performance of dbX-Winton Linked Fund (USD/AUD/JPY) (the "Sub-Fund") which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at 30 September 2018, and the statements of operations and of changes in net assets and changes in the number of units and statistics for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Fund as at 30 September 2018, and its financial performance, changes in net assets and changes in the number of units and statistics for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Sub-Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the Management and Administration information and Information to Unitholders - unaudited. Management is responsible for the other information.



Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Sub-Fund's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Sub-Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.



As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Sub-Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

30 January 2019

7

(1) 貸借対照表
db X-ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）
純資産計算書
 2018年9月30日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券時価評価額	2	9,771,692	1,064,724
預金	2	142,331	15,508
投資有価証券売却に係る未収金		59,418	6,474
未収預金利息		146	16
資産合計		9,973,587	1,086,722
負債			
買戻しに係る未払金		88,217	9,612
代行協会員報酬	3	2,521	275
未払銀行利子		2	0
販売会社報酬	3	10,084	1,099
固定報酬	3	3,782	412
負債合計		104,606	11,398
純資産合計		9,868,981	1,075,324
受益証券1口当たり純資産価格			
クラスA受益証券		1.3096米ドル	143 円
クラスB受益証券		1.6125豪ドル	127 円
クラスC受益証券		120.2500円	
発行済受益証券口数			
クラスA受益証券		2,720,600口	
クラスB受益証券		1,795,500口	
クラスC受益証券		3,977,500口	

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書
d b Xーウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）
損益計算書および純資産変動計算書
2018年9月30日終了年度

	注記	米ドル	千円
期首現在純資産額		10,374,995	1,130,459
収益			
預金利息		1,132	123
収益合計		1,132	123
費用			
代行協会員報酬	3	10,442	1,138
販売会社報酬	3	41,760	4,550
固定報酬	3	15,702	1,711
費用合計		67,904	7,399
投資による純損失		(66,772)	(7,275)
投資有価証券売却に係る実現純利益	2	154,833	16,871
外国為替に係る実現純損失		(58)	(6)
実現純利益		88,003	9,589
投資有価証券による未実現評価純利益の変動		246,394	26,847
運用による純資産の純増加		334,397	36,436
資本の変動			
受益証券買戻支払額		(840,411)	(91,571)
期末現在純資産額		9,868,981	1,075,324

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

d b Xーウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）
 受益証券口数の変動および統計
 2018年9月30日終了年度

受益証券

	クラスA受益証券	クラスB受益証券	クラスC受益証券
期首現在発行済受益証券口数	2,905,600	2,065,500	4,237,500
発行受益証券口数	—	—	—
買戻受益証券口数	(185,000)	(270,000)	(260,000)
期末現在発行済受益証券口数	2,720,600	1,795,500	3,977,500

統計

	2018年9月30日	2017年9月30日	2016年9月30日
純資産価額合計	9,868,981米ドル	10,374,995米ドル	13,595,226米ドル
1口当たり純資産価格			
クラスA受益証券	1.3096米ドル	1.2278米ドル	1.3031米ドル
クラスB受益証券	1.6125豪ドル	1.5162豪ドル	1.5984豪ドル
クラスC受益証券	120.2500円	115.5600円	124.5100円

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

d b X-ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建） 財務書類に対する注記

2018年9月30日現在

1. 概要

パラディウム・ジャパン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）に準拠して「ミューチュアル・ファンド」としてケイマン諸島金融庁に登録され、SMPパートナーズ（ケイマン）リミテッド（旧ロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）とDWSインベストメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）の間で締結された2006年11月28日付信託証書に基づいて設定されたユニット・トラストである。

2018年9月30日現在、トラストは、以下の3つの運用中のサブ・ファンドを有している。

1. パラディウム・ジャパン・トラスト-豪ドル建満期時元本確保型ミルバーン・パフォーマンス連動ファンド（2009-02）
2. パラディウム・ジャパン・トラスト-d b X-ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）
3. パラディウム・ジャパン・トラスト-豪ドル建満期時元本確保型 d b X-ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009-10）

パラディウム・ジャパン・トラストのサブ・ファンド

受託会社と管理会社との2009年6月10日付設立証書に従い、受託会社は、パラディウム・ジャパン・トラスト-d b X-ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）（以下「サブ・ファンド」という。）を設定し、2009年7月31日に運用を開始した。

本財務書類で使用されている特定の用語は、2006年12月付のトラストの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）および2009年6月10日付のサブ・ファンドに関する商品付属書（以下「商品付属書」といい、英文目論見書とともに「募集関係書類」という。）において定義されており、従って当注記と併せてかかる文書も読まれるべきである。

サブ・ファンドの投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、登録受益者に対し、(i) クラスA受益証券に対しては米ドル建の、(ii) クラスB受益証券に対しては豪ドルにヘッジされた、および(iii) クラスC受益証券に対しては日本円にヘッジされた、d b X-C T A 5 ファンドへの想定上の投資に連動するリターンを提供することである。サブ・ファンドの最終償還日は、2019年10月31日である。

元本確保証書

サブ・ファンドへの投資のダウンサイド・リスクを制限する目的で、登録受益者の利益のための元本確保証書が、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下「元本確保提供会社」という。）によって締結された。元本確保提供会社は、元本確保日において保有され、買い戻される各受益証券について、元本確保証書の条項に従い、不足額（もしあれば）を支払うことを各登録受益者の利益のためにサブ・ファンドに対し撤回不能の形で保証する。

2. 重要な会計方針

当財務書類は、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。サブ・ファンドが従う重要な会計方針の概要は、以下の通りである。

評価

本社債の評価は、本社債の計算代行会社によって報告される公正価格に基づき、受託会社のために管理事務代行会社が公正価格で評価する。公正価格は、満期時点における本社債の金額（受益証券1口当たり当初発行価格に相当）に係る予測される将来キャッシュ・フロー、支払固定クーポンおよび、本社債が連動する連動先指数のパフォーマンスに基づき支払われる変動クーポンに基づいて決定される。本社債の公正価格には、直近の金利支払日以後のいかなる経過利息も含まれる。

現金、預金および類似の投資は、経過利息を含めた額面価額で評価される。

サブ・ファンドの会計記録は現在、米ドル（以下「基準通貨」という。）で維持されている。

収益

本社債に係る利息収益は、現金受取ベースで認識される。収益は、それぞれの源泉徴収税（もしあれば）を差し引いた額で記録される。

投資に係る実現損益

投資取引に係る実現損益は、売却された投資有価証券の平均取得原価に基づいて決定される。

外国為替換算

会計は、米ドルで維持されており、財務書類も米ドルで表示されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末現在の適用ある為替レートによりサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の適用ある為替レートによりサブ・ファンドの通貨に換算されている。

2018年9月30日現在の適用ある為替レートは、以下の通りである。

1 豪ドル=0.723550米ドル

1 円=0.008804米ドル

3. 費用および手数料

サブ・ファンドに関連して、以下の報酬が支払われる。

固定報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、DWSインベストメンツ・ユークー・リミテッド（以下「固定報酬代理人」という。）は、各評価日現在の発行済み受益証券の純資産価額に対し年率0.15%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎週発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

固定報酬には、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、登録・名義書換代行会社、受託会社の代行会社の各報酬およびサブ・ファンドのその他の運用費用が含まれるが、これらに限られない。

販売会社報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、各評価日現在の発行済み受益証券の純資産価額に対し年率0.40%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎週発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、各評価日現在の発行済み受益証券の純資産価額に対し年率0.10%の報酬を受

け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎週発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

管理報酬

サブ・ファンドは管理報酬を支払っていない。

4. 税金

ケイマン諸島においてトラストは課税されないが、投資による収益、キャピタル・ゲインに関し、その他の国々において源泉徴収される税金を負担することがある。

5. 関係会社

サブ・ファンドの関係会社は以下の通りである。

- －DWS インベストメント・エス・エー：管理会社
- －パラディウム・セキュリティーズ・ワン・エス・エー：ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された特定目的会社であり、本社債の発行体
- －ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行：本社債に係るヘッジ・カウンターパーティ、購入者、本社債のマーケット・メーカー、資産監視会社、本社債計算代行会社、ヘッジ計算代行会社およびポートフォリオ・スポンサー
- －DWS インベストメンツ・ユーカー・リミテッド：固定報酬代理人

サブ・ファンドは、本社債の発行体であるパラディウム・セキュリティーズ・ワン・エス・エー、および本社債発行会社のヘッジ・カウンターパーティであるロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行の信用リスクに晒される。

6. 受益証券の発行および買戻し

サブ・ファンドの受益証券は、申込期間中に当初発行価格で発行され、継続申込期間中に継続申込価格で発行された。継続申込期間終了後は、受益証券は発行されない。

受益証券は以下の3つのクラスで構成される。

クラスA 受益証券（米ドル建）

クラスB 受益証券（豪ドル建）

クラスC 受益証券（日本円建）

サブ・ファンドの受益証券の買戻しは、日本における設定日後の最初の評価日から開始し、債券満期日までの期間においては毎週各評価日に行うことができる。ただし、登録受益者がかかる請求を行うことができる最終日は、債券満期日直前の申込締切日とする。

債券満期日（同日を除く。）から最終償還日（同日を除く。）までの期間には、買戻しは毎営業日において行うことができる。

各受益証券の買戻価格は、関連する評価日の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格を参照して決定され、募集関係書類の商品付属書に詳細が記載されている買戻し手数料が控除される。

7. 年度中の発生事象

2018年1月16日、受託会社と管理会社とは、管理会社が第二次金融商品市場指令（MiFID II）に関する規則を遵守するために、当初の資産運用契約を修正する修正再表示資産運用契約を締結した。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）に基づき、マネー・ロンダリング防止担当役員、マネー・ロンダリング報告担当役員およびマネー・ロンダリング報告副

担当役員（以下「マネー・ロンダリング防止担当者の役割」と総称する。）として行為する自然人を指名しなければならない。受託会社は、ケイマン諸島の法律に従いマネー・ロンダリング防止担当者の役割を果たす自然人が指名されていることを確認している。登録受益者は、マネー・ロンダリング防止担当者の役割についての詳細な情報を管理会社または受託会社から取得することができる。

8. 後発事象

2018年12月6日、サブ・ファンドの受益者は、本社債の投資先ファンドが停止事由の発生により2019年1月31日頃終了する見込みであり、その結果、サブ・ファンドが保有する本社債が強制償還される見込みである旨の通知を、本社債権者であるサブ・ファンドが本社債発行会社であるパラディアム・セキュリティーズ・ワン・エス・エーから2018年11月26日に受領したことを告知された。そのため、管理会社および受託会社は、2019年2月26日頃（以下「効力発生日」という。）にサブ・ファンドを終了させ、その発行済み受益証券を全て強制償還することが適当であると決定した。受益証券の買戻しが完了する最後の評価日は、2019年2月19日頃となる見込みである。買戻代金は、効力発生日時点の受益証券1口当たり純資産価格によって決定される各受益証券の買戻価格に基づき、効力発生日の前後に受益者に対して支払われる。

③ 投資有価証券明細表等
 d b Xーウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）
 投資有価証券明細表
 2018年9月30日現在
 （米ドルで表示）

銘柄	額面価額	通貨	取得原価	公正価格	純資産に占める割合 (%)
社債					
英国					
PALLADIUM SECURITIES 1 S.A. 0% 09-30.09.19	2,400,000	米ドル	2,401,286	3,503,520	35.50
PALLADIUM SECURITIES 1 S.A. 0% 09-30.09.19	355,000,000	日本円	3,125,838	4,197,430	42.53
PALLADIUM SECURITIES 1 S.A. 0% 09-30.09.19	1,600,000	豪ドル	1,157,903	2,070,742	20.98
投資有価証券合計			6,685,027	9,771,692	99.01

添付の注記は当財務書類の一部である。

V. お知らせ

サブ・ファンドは、2019年2月26日に運用を終了し、償還されました。